

# 指定短期入所生活介護施設サージ運営規定

## (目的)

第1条 医療法人景雲会が開設する指定短期入所生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

## (基本方針)

第2条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護事業（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

## (運営の方法)

第3条 本事業において提供する指定短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かり易く説明する。
- 4 適切な介護技術をもって、サービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った短期入所生活介護計画を作成する。短期入所生活介護計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対し説明し、同意を得た上で当該計画を利用者に交付するものとする。

## (事業所の名称)

第4条 本事業所の名称（以下「事業所」という。）は、次のとおりとする。

短期入所生活介護施設 サージ

## (事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

山梨県甲州市勝沼町菱山中平4300番地

(職 員)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(兼務)

管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 医師 1名以上(兼務)

医師は、利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。

- (3) 生活相談員 1名(専従)

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

- (4) 看護職員 1名以上(専従)

看護職員は、看護に係る責任者として保健衛生並びに看護業務を行う。

- (5) 介護職員 7名以上(専従)

介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

- (6) 機能訓練指導員 1名以上(看護職員と兼務)

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の衰退の減少を防止するために必要な訓練を行う。

- (7) 管理栄養士 1名(兼務)

管理栄養士は、利用者の献立・栄養管理を行う。

- (8) 調理員 外部委託

調理員は、利用者の給食業務を行う。

(短期入所生活介護計画の作成)

第7条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成する。

2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

3 管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。

- 4 管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付する。
- 5 短期入所生活介護計画は、生活相談員、もしくは介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にとりまとめを行わせる。

(利用定員)

第8条 利用定員は20名とする。(1ユニット 定員10名)

(指定短期入所生活介護の内容)

第9条 本事業所の生活介護を中心とした主要業務は次のとおりとする。

#### 一、介護

- 1 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術を持って行うものとする。
- 2 指定短期入所生活介護事業者（以下「事業者」という。）は、利用者を適切な方法により、利用者を入浴させる。体調不良などの理由から入浴できない利用者については、清拭するものとする。
- 3 事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- 4 事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを、適切に取り替えなければならない。
- 5 事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。
- 6 事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならないものとする。

#### 二、食事の提供

- 1 利用者の食事は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、必要がある場合、医師の食事箋に基づく療養食を提供するとともに、適切な時間に行うものとする。
- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないものとする。

#### 三、機能訓練

事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で、必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

#### 四、健康管理

- 1 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。
- 2 事業所の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。
- 3 事業所の看護職員により24時間の連絡体制を確保し、緊急時の場合も必要に応じ、健康上の管理を行う。

#### 五、相談及び援助

事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

#### 六、その他のサービスの提供

- 1 事業者は、教養娯楽設備等備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション等の行事を行うものとする。
- 2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

#### (利用料及びその他の費用の額)

第10条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときはその1割又は2割又は3割の額とする。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際に、その利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

(1) 送迎に要する費用（通常の事業の実施地域を越える部分の送迎及び大臣が定める場合以外送迎1kmごとに22円）

(2) 食費 1日 1,730円

(3) 滞在に要する費用 1日 1,500円

(4) 理美容代 業者委託

(5) 日用品費 実費

(6) 教養娯楽費 1日 200円（希望に添ったクラブ活動を行った方のみ）

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要とされるものに係る費用

であって、その利用者に負担されることが適当と認められるもの。

- 4 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、甲州市、笛吹市春日居町、笛吹市御坂町、笛吹市一宮町の全域と、山梨市（三富、牧丘を除く）の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、管理者や医師、生活相談員、機能訓練指導員、看護職員、介護職員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

- 2 利用者は、施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために事業所に協力する。

(守秘義務)

第13条 職員又は職員であった者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等またはその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

- 2 管理者は、職員または職員であった者が正当な理由なく業務上知り得た利用者等またはその家族の秘密を漏らすことのないよう職員に対し適切な指導監督を行うものとする。

(緊急時の対応)

第14条 事業者は、現に指定短期生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他の必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

- 2 緊急的な利用申込みが生じた場合、生活相談員が窓口となり居宅介護支援事業所及び連携事業所と調整、対応にあたる。夜間帯においては、夜勤職員により手続きの方法や制度、連携事業所の紹介等を行うが、受け入れの場合は生活相談員が対応する。

(非常災害対策)

第15条 事業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時に

は、避難等の指揮をとる。

- 2 消防法第8条の規定による防火管理者を配置し、消防法施行規則第3条に規定する消防計画を策定する。
- 3 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(身体拘束)

第16条 利用者又は及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。  
また、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様時間、その際の利用者の心身の状況並びに、緊急やむを得ない理由を記録する。

(高齢者虐待防止)

- 第17条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等措置を講じる。
- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催し、従業者へ周知する。
  - 2 虐待の防止のための指針の策定を行う。
  - 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修会を定期的実施する。
  - 4 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人景雲会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は平成17年 5月 1日から施行する。

平成17年10月 1日改正

平成17年11月 1日改正

平成18年 1月 1日改正

平成18年 4月 1日改正

平成21年 4月 1日改正

平成23年 4月 1日改正

平成24年 4月 1日改正

平成25年 4月 1日改正

平成26年 4月 1日改正

平成27年 4月 1日改正

平成27年 8月 1日改正

平成30年 4月 1日改正

平成30年 8月 1日改正

令和 3年 4月 1日改正